

各 位

会 社 名 佐鳥電機株式会社

代表者名 代表取締役 社長執行役員 佐鳥 浩之

(コード番号:7420、東証プライム市場)

問合せ先 取締役常務執行役員

諏訪原 浩二

(TEL. 03-3451-1040)

雇用型執行役員向けインセンティブ・プランの導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、雇用型執行役員向けインセンティブ・プラン(以下「本制度」 といいます。)の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社は、2022 年 7 月 14 日付取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)および当社と委任契約を締結している執行役員並びに当社国内子会社の取締役(非業務執行の取締役および社外取締役を除きます。)および当社国内子会社と委任契約を締結している執行役員(これらを総称して「取締役等」といいます。)の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、当社取締役に対する導入については 2022 年 8 月 19 日開催の第 80 期定時株主総会において承認決議されており、現在に至るまで当該制度を継続しております。

今般、当社および当社国内子会社の雇用型執行役員(これらを総称して「雇用型執行役員」といいます。)に対し、当社グループ業績の向上や当社株価の上昇への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、当社グループの中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入いたします。

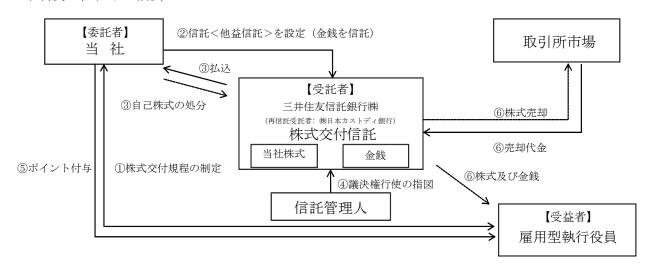
2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託(以下「本信託」といいます。)を設定し、本信託が当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)の取得を行い、雇用型執行役員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランです。当該ポイントは、当社および当社国内子会社が取締役会にて定める株式交付規程に従って、雇用型執行役員の役位および業績目標の達成度等(※)に応じて付与されるものであり、各雇用型執行役員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。なお、雇用型執行役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として執行役員の退任時です。

本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、雇用型執行役員の負担はありません。

(※) ポイントは当社の中期経営計画の対象とする期間(以下「中期経営計画期間」といいます。)毎に付与するものとします。初回の中期経営計画期間については、「中期経営計画2026」の最終年度である2026年度において掲げている「売上高」「営業利益」「自己資本利益率(ROE)」の3つの指標について当社が定める目標を全て達成した場合にポイントを付与することとします。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社および当社国内子会社は雇用型執行役員を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は雇用型執行役員を受益者とした株式交付信託(他益信託)を設定します(本信託)。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を、自己株式の処分による方法により一括して取得します。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社及び当社役員から独立している者とします。)を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は雇用型執行役員に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした雇用型執行役員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀 行に信託財産を管理委託(再信託)します。

3. 本信託について

(1) 名称	雇用型執行役員向け株式交付信託
(2)委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社
	(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	雇用型執行役員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
(6) 議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決
	権を行使します
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
(8) 信託契約日	2024年8月1日 (予定)

(9) 金銭を信託する日	2024年8月1日 (予定)
(10) 信託終了日	2027年10月末日(予定)

4. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2)株式の取得資金として	67, 965, 999 III
当社が信託する金額	67, 265, 800 円
(3) 取得する株式の総数	32, 200 株
(4)株式の取得方法	自己株式の処分による取得
(5)株式の取得時期	2024年8月1日 (予定)

以 上